

[参考]

○資力に関する申出書（様式第2号）についての例示

（記入例）

- ・年金収入のみで余裕がなく、応急修理を行う資力がありません。
- ・世帯の年収が約〇〇〇〇円であり、日常生活費やローンの支払い等で余裕がなく、応急修理を行う資力がありません。
- ・主たる生計維持者である〇〇が、勤務していた会社を退社し、その後新しい会社に就職しましたが、収入が減少したため、日常生活費やローンの支払い等で余裕がなく、応急修理を行う資力がありません。
- ・介護に必要な父（母）がおり、介護費用等の出費で余裕がなく、応急修理を行う資力がありません。
- ・小・中学生のこどもがおり、教育費の出費で余裕がなく、応急修理を行う資力がありません。

○借家の応急修理にかかる所有者の同意書（任意様式）についての例示

（記入例）

- ・修理業者から見積もりを取ったところ、〇〇〇〇円かかると言われたが、手持ちの現金及び預貯金等の貯えがほとんどなく、金融機関に借入を申し込んだがいずれも断られたため、応急修理を行う資力がありません。

※資力がない理由は様々あると思いますので、実際に記入する際には、資力がない理由を、できるだけ具体的にご記入ください。